

第4章 施策の展開

2 施策の展開方向 地域振興

基本施策IV 地域の特色を生かした農山漁村の活性化

都市と農山漁村の交流の促進や、豊かな地域資源の活用により、農山漁村の活性化を図るとともに、農山漁村における関係人口の創出・拡大を図ります。

第4章 施策の展開

2 施策の展開方向

地域振興

基本施策IV 地域の特色を生かした農山漁村の活性化

《現状と課題》

本県の農山漁村は、首都圏に位置しながら風光明媚な棚田や変化に富んだ海岸線、酪農発祥の地といった地域資源に恵まれており、里山・里海の保全や、自然との共生、良好な景観の形成、伝統文化の承継など、かけがえのない多くの役割を果たしています。また、都市部においても農業が盛んであり、園芸作物を中心に高収益な農業が展開されています。

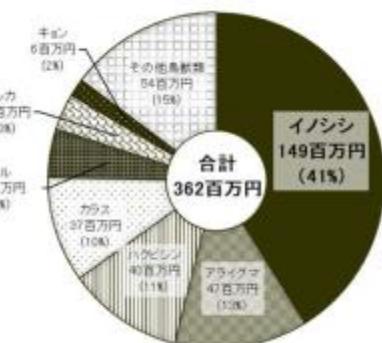
さらに、全国一の数を誇る本県の農林水産物直売所や、都市住民が農山漁村の魅力に直接触れ合える農林漁業体験施設等は、農林水産業への理解を深めるための貴重な場となっているほか、地域の食や農林漁業体験を楽しむ「農泊・渚泊」や農林水産物・発酵食品等を活用したガストロノミーツーリズムなど、短期・短時間で農業や漁業に触れる機会が広まりつつあります。

一方、農山漁村では、高齢化の進行や人口減少に伴い農林水産業の従事者が減少しており、集落機能や漁村活力の低下、荒廃農地や手入れの不足した森林の増加といった課題を抱えています。

また、本県における令和6年度(2024年度)の有害鳥獣による農作物の被害金額は約3億6千万円であり、中でもイノシシによる被害金額は約1億5千万円と、被害金額全体の約4割を占めています。鳥獣被害は生産意欲の減退をもたらし農地の荒廃化等の地域環境の悪化につながるなど、地域に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。特に、アライグマ、ハクビシン、キヨン等については、近年、被害額が増加傾向にあることから、獣種に合った対策を推進していく必要があります。

このような中、本県の豊かな自然環境や地域資源の魅力を積極的にPRし、都市との交流を促進するとともに、地域が一体となって集落機能の維持・強化を進めることで、農山漁村の活性化を図る必要があります。

さらに、地域と多様な形で関わる関係人口の創出等を通じ、地域課題の解決や魅力向上など、農山漁村地域の活性化につなげていく必要があります。



野生鳥獣による農作物被害状況
(令和6年度)

第4章 施策の展開

2 施策の展開方向

地域振興

基本施策IV 地域の特色を生かした農山漁村の活性化

《基本方向》

1 農山漁村を支える活力の創出

地域のにぎわいや活力の創出に向け、本県の豊かな自然環境の魅力を積極的に発信するとともに、都市と農山漁村の交流を促進することで、関係人口の拡大を図ります。また、農山漁村が有する水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を維持するため、農山漁村環境や森林を保全する地域の共同活動を支援します。特に中山間地域等では、地域住民活動の支援などを行い、中山間地域等の維持・活性化を図ります。

都市農業については、その持続的発展を図るため、地域の環境に配慮した農業の推進や地域住民の理解醸成に取り組みます。

2 農山漁村における地域資源の活用

農山漁村における多様な経営体の所得確保に向けて、地域特性を生かした経営の支援などを行うとともに、6次産業化等に取り組む農林漁業者への支援などの地域資源の価値を高める取組を進めます。

成果目標

直売所の年間販売金額

470億円 ▶ 505億円
(令和元-5年度の
中立年平均)

里山活動団体等による里山整備面積

458ha ▶ 570 ha
(令和6年度)

農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため農業者等が共同で取り組む活動面積

35,128ha (令和6年度) ▶ 増加を目指す

有害鳥獣による農作物被害金額

362百万円 ▶ 減少を目指す
(令和6年度)

新たな海業の取組

0件 ▶ 12件
(令和6年度)

3 有害鳥獣の対策強化と「房総ジビ工」の普及推進

深刻化する有害鳥獣被害に対しては、地域ぐるみで実施する対策を支援します。また、有害鳥獣(イノシシ、シカ)の肉を地域資源として活用するため、「房総ジビ工」としてPRし、利用拡大を図ります。

4 海業の推進等による海辺と水辺の活性化

房総半島の豊かな海や河川湖沼の恵み、漁業・漁村が有する歴史・文化などを活用し、都市住民との交流を促進するとともに、海業の取組による漁港を核としたにぎわいの創出などにより、漁村地域の活性化を図ります。



風光明媚な棚田

IV – 1 農山漁村を支える活力の創出【主な取組】

(1) 都市と農山漁村の交流促進

- ◆ 新鮮な県産農林水産物が購入できる直売所や観光農園、地域の特色ある加工品や食などの情報を消費者が迅速かつ容易に入手できるよう、SNSやホームページなどを活用した情報発信の強化を推進します。(再掲)
- ◆ 直売所や観光農園等における地域の人々との交流、魅力ある農林漁業体験の提供、充実した「農泊・渚泊」などの「グリーン・ブルーツーリズム」を推進するため、関係者に向けた研修会を開催するとともに、関係機関・団体と連携して農泊地域のネットワーク化などに取り組みます。
- ◆ 日本酪農発祥の地にある「酪農のさと」での展示や体験企画の開催などにより、地域資源の魅力を発信します。
- ◆ 交流人口の拡大に伴い、農業に多様な形で関わる人材(関係人口)を地域に定着させるため、観光分野等との連携を進めます。

(2) 森林との触れ合いの場の創出

- ◆ 県民等が森林などの豊かな自然に触れ合うことを目的とした「県民の森」について、サービスの向上に向けた取組を実施・検討します。
- ◆ 森林環境教育の推進に向け、「教育の森」の利用促進や、「みどりの少年団」の活動支援及び学校の野外活動支援等を行います。
- ◆ 里山の保全や海岸県有保安林の再生に向けた地域住民や企業、市民活動団体などによる森林整備活動を促進します。



企業等による森林整備活動

IV – 1 農山漁村を支える活力の創出【主な取組】

(3) 農山漁村における多面的機能の発揮の支援

- ◆ 農業・農村がもつ多面的機能の維持に向けて、農業者などで構成される組織による農地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する活動を支援します。
- ◆ 農業生産を通じて集落共同活動の体制を強化し、多面的機能を維持・増進する取組を支援します。また、集落を支える多様な人材の確保や地域の活性化に向け、市町村や地域で活動するNPO法人等との連携を強化します。
- ◆ 地域の水田を保全するため、集落営農組織の経営継続に向けた支援を行います。また、小規模経営の農業者も営農継続できるよう、地域資源を活用した所得確保を進めます。
- ◆ 里山の保全や海岸県有保安林の再生に向けた地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。(再掲)
- ◆ 魚介類の産卵・生育の場であり、ブルーカーボンを創出する、藻場・干潟の保全活動など、水産業・漁村の有する多面的機能の効果的・効率的な強化に資する漁業者などの活動を支援します。(再掲)



農業の有する多面的機能（「令和7年度多面的機能支払交付金のあらまし」から引用）



共同作業（草刈り）



里山活動団体による森林整備

IV – 1 農山漁村を支える活力の創出【主な取組】

(4) 都市農業の持続的発展と理解醸成※

- ◆ 都市農業振興基本法に基づき、都市農業の安定的な継続に取り組むとともに、新鮮な農産物の供給や防災、景観形成、環境保全、農業体験の場の提供など、多様な機能の維持を図ります。
- ◆ 具体的には、都市農業を支える担い手の経営発展に向けて、経営管理能力の向上を目的とした研修会の開催や、収益性の向上につながる機械・施設の導入支援を行います。また、都市農地の有効活用を図るため、都市農地貸借法に基づく貸借が円滑に進むよう、市町村や農業委員会などの取組を支援します。
- ◆ 地域住民との共生に向けては、「ちばエコ農業」や「みどり認定」の取組を促すほか、有機農業や減農薬・減化学肥料栽培に必要な機械の導入を支援するなど、地域環境に配慮した農業を推進します。
- ◆ 農産物直売所や農業体験施設等と連携した県域でのキャンペーン開催などを通じて、地元産農産物の消費を促進するほか、農業者と地域住民との交流を促します。さらに、防災協力農地制度について、県内外の取組事例を紹介するなど、市町村等に対して制度活用を促進します。

- ◆ 農地の保全や農業体験の場として有益な市民農園については、市町村による開設等の手続きを支援するほか、市町村と協力した開設状況の調査・公表などにより、利用を促進します。
- ◆ これらの取組を進めるに当たり、「地域計画」における協議の場も活用し、市町村等とも連携を取りながら、地域住民の農業に対する理解の醸成を図ります。

※ 本項目は、「都市農業振興基本法」第10条の規定により「都市農業の振興に関する計画(地方計画)」に位置づけます。



市民農園の様子

IV – 2 農山漁村における地域資源の活用【主な取組】

(1) 地域資源の高付加価値化の推進

- ◆ 販売に有利な作物の導入など、地域の特性を生かした多様な農業経営や、現場のニーズに対応した振興策を提案・推進し、地域資源を活用した所得の確保を図ります。
- ◆ 国、県、生産者団体、金融機関、食品産業事業者等を構成員とする「千葉県6次産業化・農商工連携推進協議会」により、関係機関が一体となって6次産業化の推進を行うとともに、6次産業化に取り組む農林漁業者と異業種との連携を進めています。(再掲)
- ◆ 6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対し、ワンストップ支援機関「千葉県地域資源活用・地域連携サポートセンター(6次産業化サポートセンター)」を設置し、専門家の派遣や人材育成研修会の開催により、経営改善に向けた支援を行うとともに、必要な機械・施設等の導入を支援します。(再掲)
- ◆ 農林漁業者や多様な事業者が参画する地域ネットワークを構築するとともに、食品業界や観光業界等多様な事業者との連携による商品開発の取組や販路開拓のための商談会への出展等を支援します。さらに、地域の文化・歴史や森林、海、景観などの多様な地域資源を活用し、農山漁村における課題解決にもつながるような持続可能なビジネスモデルの創出を支援します。(再掲)

- ◆ 水産物については、生産と加工・流通が連携して水産バリューチェーンを構築・強化し、生産性・収益性を改善する取組を推進するほか、ファストフィッシュ商品の開発や低利用・未利用魚の活用、加工品の改良への技術支援を行うことで、地域水産資源の活用を図ります。

(2) 「房総ジビエ」の普及・利用拡大（再掲）

- ◆ 有害獣(イノシシ、シカ)の肉を地域資源として活用するため、「房総ジビエ」としてイベントや飲食店フェアによるPRでの需要喚起を通じて利用拡大を図るほか、皮などの非食用部位についても利活用を検討します。また、ジビエの処理加工施設の建設に対する助成や、処理加工に関わる人材育成を実施します。

IV – 3 有害鳥獣の対策強化と「房総ジビエ」の普及推進【主な取組】

(1) 関係機関が一体となった効果的な対策の実施

- ◆ 農作物被害額の低減と被害地域の拡大防止に向け、県、市町村及び関係団体で構成する千葉県野生鳥獣対策本部を中心として、地理的条件、加害鳥獣の生態や特性などを十分に考慮した「防護」「捕獲」「資源活用」「生息環境管理」の4つのプロジェクトを柱に、関係機関が連携して総合的な鳥獣被害対策に取り組みます。

(2) 地域で行う主体的な取組の実施

- ◆ 各地域の農業者や住民が主体的に鳥獣被害対策に取り組めるよう、対策の中心となるリーダー的人材を育成するとともに、市町村等で構成する有害鳥獣対策協議会における実施体制の強化を支援します。
- ◆ 鳥獣被害対策の担い手を確保・育成するため、市町村における「鳥獣被害対策実施隊」の設置及び機能強化を支援します。

(3) 「房総ジビエ」の普及・利用拡大

- ◆ 有害獣(イノシシ、シカ)の肉を地域資源として活用するため、「房総ジビエ」としてイベントや飲食店フェアによるPRでの需要喚起を通じて利用拡大を図るほか、皮などの非食用部位についても利活用を検討します。また、ジビエの処理加工施設の建設に対する助成や、処理加工に関わる人材育成を実施します。



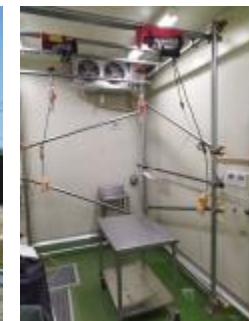
センサーカメラで撮影したイノシシ



「房総ジビエ」ロゴマーク



ジビエの処理加工施設（外観・内部）



IV – 4 海業の推進等による海辺と水辺の活性化【主な取組】

(1)

漁村における地域資源の価値や魅力を生かした「海業」の取組推進

- ◆ 令和7年(2025年)5月に新たに策定した「千葉県海業推進基本構想」に基づき、漁村が有する観光資源などの地域資源を活用するとともに、漁業の実態や自然環境、交通アクセスなど各地域の特色に合った海業の取組を推進し、漁業との調和を保ちながら、漁港を核としたにぎわいの創出や水産物の消費拡大による漁村地域の活性化を図ります。

(2)

水産業・漁村の有する多面的機能の発揮の支援

- ◆ 魚介類の産卵・生育の場であり、ブルーカーボンを創出する、藻場・干潟の保全活動など、水産業や漁村の有する多面的機能の効果的・効率的な強化に資する漁業者等の活動を支援します。
- ◆ 河川や湖沼で行われる内水面漁業においては、アユなどの種苗放流やカワウ等の害敵生物の防除活動に対する支援などに取り組み、内水面の水産資源の維持・増大を図るとともに、遊漁や養殖業などの振興に取り組み、内水面漁業を生かした地域振興を推進します。

(3)

海・漁業の歴史・文化を生かした地域活性化と魅力の発信

- ◆ 漁村の郷土食文化や祭りなど、海に関わる伝統・芸術などを生かしながら、地域の活性化を図るとともに、令和9年(2027年)秋に本県で開催する「第46回全国豊かな海づくり大会」も一つの契機とし、本県の多様な水産物と海の魅力を全国に発信していきます。
- ◆ 洋上風力発電については、漁業者の理解の下、漁業との共生・協調が図られるよう、関係機関と連携して対応します。



干潟の保全活動（囲い網設置）